

気軽に健康づくりしませんか 健康マイレージ制度アプリを配信中

健康推進課保健予防係 ☎ 286-3257

【対象者】
18歳～64歳の
町内在住
在勤・在学の人



「府中町健康マイレージ制度アプリ」は、ウォーキング、町指定のイベントへの参加や健診の受診などでポイントをためることができるスマートフォン用のアプリです。健康管理以外にも、歩数のランキング機能など、見えない参加者と互いに刺激し合い、楽しく健康づくりに取り組めるような機能が搭載されています。

ポイントを貯める

①ウォーキング

その日の歩いた歩数に応じてポイントゲット！
アプリ内で歩行距離や消費エネルギー、府中町のウォーキングコースを確認することができます。

- ◆2000歩…15ポイント／日
- ◆5000歩…20ポイント／日
- ◆8000歩…35ポイント／日



③体重記録

毎日体重を記録してポイントゲット！
グラフで体重の増減を確認することができます。

◆体重記録…5ポイント／日



④みんなで一緒に健康づくり

対象イベントなどに参加してポイントゲット！

- ◆町指定イベントへの参加…200ポイント／回
- ◆アプリへの招待…100ポイント／回（5人まで）

②アプリ内の「動画チェック」

朝パッ君体操や町が配信する動画を見てポイントゲット！

- ◆朝パッ君体操…5ポイント／日
- ◆町指定動画の再生…10ポイント／回

⑤健康チェック

がん検診や歯科健診を受診してポイントゲット！

◆健診等の受診…200ポイント／回



ポイントを使う

●毎月抽選でAmazonギフトカード（1,000円分）が当たる！

毎月1,000ポイント以上貯めた人の中から、抽選で1,000円分のギフトカードを贈呈します。

※当選者にはアプリ内でクーポンコードを送付します。

●貯めたポイントを町内の子どもたちに寄付する

町内保育園、認定こども園、幼稚園や小中学校に貯めたポイントを寄付することができます。

【寄付対象のポイント付与期間】

令和4年度：令和5年1月31日まで

令和5年度：令和5年4月1日～令和6年1月31日

※Amazonギフトカード抽選資格のポイントは通年貯めることができます。

※寄付してもAmazonギフトカードの抽選資格のポイントは減りません。

早速アプリをはじめよう！

①「府中町健康マイレージ制度アプリ」をダウンロード

iPhone (iOS)
の人はこちら▶



Android
の人はこちら▶



②利用者情報を登録

③登録完了！

みんなの参加を
待ってるよ♪



【中部】

地区	名前	担当地区
中部	佐藤 由美子	◆宮の町三丁目4,5(1~29),6(30~36),7(1~15),8◆宮の町四丁目1~3,4(1~18,31~36),5~11,13,16(1~10,14~23)
	原田 智子	◆宮の町四丁目12,14,15,17(1~6,22~26),18(1~9,24~),19(1~11,22~),23(1~3,18) ◆宮の町五丁目1,2,3(13~),4(29~)
	吉村 てるみ	◆宮の町二丁目14(1~9),15(11,12(河本),13~) ◆宮の町四丁目22(2~11,17~18),23(9~15) ◆浜田本町1(1~16,20~29,34~44),2(1~3) ◆八幡一丁目4,14◆八幡二丁目12,13
	宍田 年史	◆八幡一丁目1~3,5~12,13(1,2,37~42),16(47)
	高野 明子	◆八幡二丁目1~9◆瀬戸ハイム三丁目20(5(坂上、大木、島津))
	西本 詞行	◆八幡二丁目10,11,14~20◆宮の町五丁目3(1~10),4(6,23~28)
	中島 敏和	◆八幡三丁目8~10,11(1を除く),12~13
	湊 義輝	◆八幡三丁目1~7,14~19◆瀬戸ハイム三丁目25(11)
	吉岡 敬子	◆八幡三丁目11(ライオンズマンションのみ)
	田尻 玲子	◆八幡四丁目
	小川 静子	◆八幡一丁目13(11~35),15,16(1~36) ◆浜田本町1(30~33),2(4~),6~9
	梅田 美津子	◆宮の町二丁目13(8~9),14(12~20) ◆浜田本町3~5,10
	畦内 美登里	◆大通一丁目1(アルファステイツ府中大通のみ)
	林 光子	◆大通一丁目1~3,4(3~10,35,37),8 ◆大通二丁目13(1~12)
	久保 麗子	◆大通二丁目1~5,14
	米田 操	◆大通二丁目6
	武田 勝美	◆浜田一丁目1~7,8(2~5)
	讃岐 真理子	◆浜田二丁目1~5,7~9
	岡崎 律子	◆浜田二丁目6,10~18
	山根 勝俊	◆浜田二丁目19~25
	尾崎 裕子	◆浜田三丁目1~8
	武谷 さゆり	◆浜田三丁目9~11
	榎本 暢之	◆浜田四丁目1~5,7~13
	川本 勝志	◆浜田四丁目6
	太田垣 智子	◆大通一丁目4(11~34),5~7◆大通二丁目7~12,13(13~) ◆大通三丁目5 ◆茂陰一丁目3~9
	林 典子	◆茂陰一丁目1.2.10~13◆浜田一丁目8(6,8,13~15)
	川口 信幸	◆茂陰二丁目
	松本 真奈美	【主任児童委員】
	田中 千里	【主任児童委員】

【南部】

地区	名前	担当地区
南部	林 美恵子	◆緑ヶ丘4~5,6(8~),8(19~24),15(10~28),16~22◆鹿籠一丁目3(3)
	阿部 和子	◆千代◆新地1,2
	永井 謙司	◆鹿籠一丁目1~2,3(3を除く),4~6,7(15~16),10(1~4,21~28,35),11,12(1~22,34~37)
	鹿嶋 幸子	◆緑ヶ丘1~3,6(5~7),7,8(1~11,30~35),9~14,15(2~8) ◆鹿籠二丁目1(4~7,21~27)
	※	◆鹿籠一丁目7(23,25)
	児玉 哲	◆鹿籠二丁目1(13~17),2~9
	吉野 俊彦	◆鹿籠二丁目10~12,13(5~27),14~16 ◆桃山一丁目1(1,2,28~32),15
	石橋 睦子	◆鹿籠一丁目8,9,10(14~17),12(23~26),13~21◆桃山一丁目3(7~16),4(1) ◆青崎南1(20~29,39)
	中塚 建三	◆桃山一丁目1(4~24),2,3(4,6,19),5(3~9,15~21),6~8,9(3~6),10,11,12(3~8,11~19)
	川手 敏範	◆桃山一丁目4(3~),5(11~14),9(7~12),12(10),13,14(15~37),17(8~25),18,19,20(19~23)
	高橋 亨	◆桃山一丁目21(8,10,16) ◆桃山二丁目6(23),7~16◆青崎中4(1)
	中村 信之	◆桃山一丁目14(2~6,38~),16,17(1~7),20(2~16,24~26),21(3~7) ◆桃山二丁目1~5,6(1~17),17◆鹿籠二丁目13(1~3)
	根木 文彦	◆青崎中11~14,17(1~16),24~27
	鎌田 克己	◆青崎中4(3~14),5~10,15,16,17(20~27)
	藤岡 利正	◆青崎中1~3,18~22
	町 博光	◆青崎東1~6,31~33,35,36,38~40
	石原 諒司	◆青崎東8(14,18,27~29),9,10,11(1),12~14,34,41
	小林 守	◆青崎東11(サンヒルズマンションのみ)
	小川 桂子	◆青崎東7,8(1~13,30~50),15~18,19(34を除く),37
	金澤 枝美子	◆青崎東19(34のみ),20
	※	◆青崎南1(1~2,14,19),2~8◆新地3
	福馬 美津子	◆柳ヶ丘40(1~3),41,43(1~19(山本),33(元國、大川),34~),66~69,74,75
	古賀 桂子	◆柳ヶ丘70~73,82~87
	※	◆柳ヶ丘61~65,76
	山本 みづほ	◆柳ヶ丘77~81
	山崎 郁子	◆柳ヶ丘1~7,14~16
	榎野 玲子	◆柳ヶ丘8~13,17,18,19(1,3~8),20~23
	中塩 隆子	◆柳ヶ丘19(2,9~19),31~36,38(2~13),39,40(16~28)
	菅原 優子	◆柳ヶ丘37,38(16~34),40(12),42,43(20~33(真室、松原、井上)),44~51,43-19(高下) ◆鹿籠二丁目17
	高橋 祥子	【主任児童委員】
	久光 千登勢	【主任児童委員】

◆委員の連絡先や、表の「名前」欄に※印がある地域は、福祉課地域福祉係（☎286-3162）へお問い合わせください。

身近な相談相手です

あなたの地域の民生委員・児童委員（任期：令和7年11月30日まで）

民生委員・児童委員は、子育てや介護の悩み、生活の不安など幅広い相談に乗っています。また、地域の見守りや福祉サービスの情報提供など、地域に密着した活動をしています。気軽に相談してください。

※民生委員を補佐する地域ボランティアとして、「民生委員協力員」が活動している地域もあります。

【北部】

地区	名前	担当地区
	清水 富子	◆桜ヶ丘 1～18, 19(1～4)
	江原 四郎	◆清水ヶ丘 1～9
	伊藤 一弘	◆清水ヶ丘 10～16
	※	◆桜ヶ丘 19(6～), 20, 21 ◆清水ヶ丘 17～23
	倉木 孝子	◆みくまり二丁目 1～4, 5(19～26), 6(1～10, 12～19, 31), 7(20), 14(1～12, 29～), 15 ◆城ヶ丘 31(15～21) ◆みくまり三丁目 11(14～21), 15～16 ◆石井城二丁目 1(1～11, 54～57), 2(1～14, 19～)
	※	◆みくまり三丁目 1～5, 6(1～11, 26～50), 12～14
	野中 英俊	◆みくまり三丁目 6(12～25), 7～10, 11(1～5, 26～36) ◆城ヶ丘 1(9), 27(6～9), 28～30, 31(1～7, 27～28)
	川本 泰三	◆みくまり一丁目, みくまり二丁目 7(21～27), 11(1～15, 34), 12(1～18, 29), 13, 14(13～26) ◆本町三丁目 1
	谷口 富江	◆みくまり二丁目 5(1～19), 6(11, 20～30, 32) 7(1～14), 8～10, 11(16～33), 12(19, 20), ◆石井城一丁目 1(1～5, 21～23) ◆石井城二丁目 1(12, 13, 18～42), 2(15～17), 3, 16(8～14), 17(1～11, 32～34), 18, 19
	梶川 幸男	◆城ヶ丘 1(1～2, 10～26), 2～7, 22～26, 27(1～5), 31(32, 34～35)
	山本 美津子	◆城ヶ丘 8～13, 14(1～2), 15, 18(7～), 19～21
北部	島岡 雅子	◆石井城一丁目 1(6～18), 2, 3, 6～9 ◆石井城二丁目 4, 11(1～19), 12～15, 16(1, 16～18), 17(13～31), 20
	片岡 幸子	◆石井城一丁目 4, 5, 10 ◆石井城二丁目 9(44), 10, 11(20～)
	浅野 恒子	◆鶴江一丁目 1～10, 12
	内藤 マス代	◆鶴江一丁目 11, 14～16, 18～24
	長戸 祐子	◆鶴江一丁目 13, 17, 25, 26
	三田 俊士	◆鶴江二丁目 1～10, 13
	梶川 征恵	◆鶴江二丁目 11, 12, 14～20 ◆本町四丁目 1
	須賀 信子	◆本町二丁目 1(1～9, 46～56), 2 ◆本町三丁目 2～5, 6(2, 15), 7(15～), 10(1～17, 35), 11～14
	※	◆本町二丁目 3, 4～6, 7(12～20), 9(3, 37～38) ◆本町四丁目 4(1～5), 6(5～27), 7, 8, 10(1～23), 11, 12
	山根 富久子	◆本町二丁目 1(12～21, 27～37), 13～14 ◆本町三丁目 6(3～11), 7(9～14), 8, 9, 10(19～37) ◆山田一丁目 2(23～43)
	菅 静枝	◆本町一丁目 13(7, 10～22), 14 ◆本町二丁目 7(1～9), 8, 9(5～34), 10～12, 15～17
	山村 耕三	◆本町一丁目 1～5
	佐竹 直	◆本町一丁目 6～8, 10(55), 11, 12, 13(1～6, 25～42)
	※	◆本町四丁目 2～3, 4(7～), 5, 6(28～), 9, 10(29)
	※	◆本町五丁目 2, 3(1～17), 4, 7, 8, 11

地区	名前	担当地区
	海部 信子	◆本町五丁目 1, 5, 6, 9, 10
	重森 ヒサ子	◆本町五丁目 3(18～43), 12～18
	新保 深雪	◆大須二丁目 ◆大須三丁目 1～8
	小佐古 美恵子	◆大須三丁目 9 ◆大須四丁目
	岸 招子	◆大須一丁目 1～9
	加藤 克英	◆山田一丁目 1, 2(1～19, 53～), 3～8
	三宅 廣子	◆山田二丁目 1～12, 15(33～35)
	字室 礼子	◆山田三丁目
北部	栗原 修	◆山田二丁目 13～14, 15(7～27), 16～23 ◆山田四丁目 ◆山田五丁目
	中井 みどり	◆大須一丁目 10～20 ◆本町一丁目 9, 10(49～53)
	田中 千恵子	◆石井城二丁目 5～9(1～42) ◆城ヶ丘 14(5～), 16, 17, 18(1～5)
	大住 登詩子	【主任児童委員】
	田村 裕子	【主任児童委員】

【中部】

地区	名前	担当地区
	木下 勝美	◆瀬戸ハイム二丁目 1～5, 6(1, 3, 6, 7), 7(1～13, 39), 8(1～18), 9(1～19, 37, 38), 10(1～21), 11(1～27, 43～45), 12～14, 15(1～11, 27), 16(1～9), 17(1～13), 18, 19, 20(7), 21, 22, 23(1～15)
	藤田 香	◆瀬戸ハイム一丁目
	細谷 眞智子	◆瀬戸ハイム四丁目 ◆瀬戸ハイム二丁目 6(18～22)
	竹重 恵子	◆瀬戸ハイム二丁目 6(8～17, 27～39), 7(14～38), 8(19～38), 9(21～36), 10(22～37), 11(29～42), 15(12～26), 16(10～24), 17(14～32), 20(11～20) ◆瀬戸ハイム三丁目 1～11
	岩田 美子	◆瀬戸ハイム二丁目 20(1～4, 25～32), 23(17～41), 24, 25 ◆瀬戸ハイム三丁目 12～19, 20(6～14), 21～24, 25(10, 12～)
	檜和田 ふく子	◆宮の町一丁目 1～3, 4(1～4, 37～40), 8, 9(1～5, 25～26) ◆宮の町三丁目 1～3, 5(30～39), 6(1～29)
	※	◆大通三丁目 1～4, 6～8 ◆宮の町一丁目 4(5～34), 5～7, 9(7～21), 10, 11
	古田 幸子	◆宮の町一丁目 12(9～38) ◆宮の町二丁目 2(28～41), 3～6, 7(7～), 8(15～), 9～12, 13(11～), 15(2～9, 12(田中))
中部	濱下 みち枝	◆宮の町一丁目 12(1～8, 40) ◆宮の町二丁目 1, 2(1～27, 42～43), 7(1～6), 8(1～14) ◆宮の町三丁目 7(17～27) ◆宮の町四丁目 4(19～30), 16(11～13), 17(7～21), 18(10～23), 19(12～18), 20, 21, 22(16, 19～30)

ひろしま
環境の日
1/7

みんなで取り組む一斉行動
やってみようエコな買い物！
～使い切れないものは買わず、
必要な分だけ購入～

減らそう！食品ロス

まだ食べられるのに、捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。

日本では1年間に約522万トン(2020年度推計値)の食料が捨てられています。

これは、1人当たりお茶碗1杯分に近いごはんが毎日捨てられている計算になります。

食品ロスを減らすコツ
3つの「ない」

1. 買いすぎない
2. 作りすぎない
3. 食べ残さない



家族や仲間と食事を楽しむ機会が増える年末年始は、特に食品ロス削減につながる行動を心がけましょう！

第14回 緑の仲間フェスタ

☎ 環境課環境保全係 ☎ 286-3244

[日時] 2月4日(土)
午前10時～午後4時

[場所] くすのきプラザ
ギャラリー・小アリーナ

[主催] 府中町脱温暖化市民協議会
(通称 緑の仲間づくりプロジェクト)

体験！発見！みんなで楽しもう！

リユース市、エコクイズラリー、
企業・ボランティア団体の出店など



先着100人！
エコクイズラリー
参加で花の苗
プレゼント

「緑の仲間フェスタ」
リユース市の商品募集！
～遊休品をご提供ください～

受付 1月28日(土)午前10時～午後3時
◆くすのきプラザ(1階ギャラリー)
◆南公民館(正面玄関横ロビー)

受付できるもの おもちゃ(ぬいぐるみは除く)、本・文房具、贈答品(食べ物を除く)、家庭用品(タオル・寝具は新品のみ)、衣類(下着や靴下は新品のみ・靴は除く)

受付できないもの 汚れのひどいもの、壊れているものなど
※受付できないものは引きとりません。自身で処分していただくよう、ご理解ご協力をお願いします。

◆受付していただいた人に「緑のチケット」を配布します。
チケットはフェスタ当日、花の苗と交換できます。(数に限りがあります)

申告期限があります

固定資産税等に関する申告・申請はお早めに

☎ 環境課固定資産税係 ☎ 286-3141

償却資産の申告

固定資産税は、償却資産にも課税されます。工場、商店や共同住宅などを経営し、町内に償却資産を所有している人は、その状況を申告してください。また閉鎖した場合も申告が必要です。

申告期限 1月31日(火)

◆eLTAXによる電子申請

PC・eSKなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅・オフィスからインターネット経由で申告手続きができます。

※詳しくは、地方税共同機構ホームページで確認してください。



住宅用地の申告

住宅用の敷地には軽減措置があります。令和4年中に住宅の新築・増築、取り壊し、店舗・事務所から住宅への改築などを行った人は、申し出てください。

【建て替え中の場合の特例措置】

令和4年中に住宅を取り壊し、賦課期日(令和5年1月1日)に同

じ敷地に建て替え中で、一定の要件に当てはまる場合、引き続き住宅用地の軽減措置を受けることができますので申告してください。

公共性のある私道の減免申請

次のいずれにもあてはまる場合は、減免申請ができます。

- ① 不特定多数の人が利用できる状態にある私道
- ② 道路とはつきり分かる土地で、原則、分筆登記等がされているもの

必要書類

固定資産税・都市計画税減免申請書、所有者全員の同意書(共有地のとき)

次の場合も届け出を

- ◆ 未登記家屋の所有権の移転(売買・相続など)があったとき
- ◆ 転出する場合で、納税管理人に一切の事項を依頼するとき、または納税管理人を変更するとき
- ◆ 相続があり、令和5年1月1日時点で所有権移転登記がされていないとき

給与等を公表します

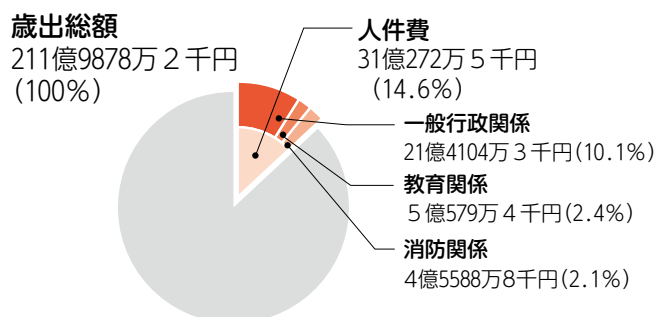
府中町職員の給与・職員数などの状況

総務課 ☎ 286 - 3138

府中町職員の給与の額は、生計費および国や他の地方公共団体の職員の給与の事情などを考慮したうえで、町議会の審議を経た「府中町職員の給与に関する条例」で定めています。また、職員数は「府中町職員定数条例」で定数を定めており、事務事業の効率化などを進めることにより職員数の適正管理に努めています。

歳出総額に占める人件費（令和3年度）

令和3年度普通会計での人件費の額は、31億272万5千円で、歳出総額に占める割合は14.6%となっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職手当や特別職（町長、町議会議員など）に支払われた給料、報酬などのほか、共済組合負担金や災害補償費などを含まれます。



職員給与費の状況（令和4年度）

令和4年度の普通会計当初予算に計上した特別職を除く職員の給料、職員手当（退職手当・児童手当は含まない）、期末・勤勉手当の額は次のとおりです。

給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計	職員1人当たり
11億583万6千円	3億1016万3千円	4億2516万5千円	18億4116万4千円	622万円

職員給与の仕組み（令和4年4月1日現在）

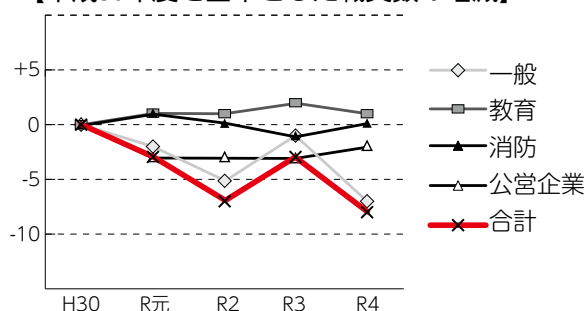
種類	内容
給料	職務の種類と内容に応じて決定
扶養手当	①子1万円②配偶者、父母等6千5百円③満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は5千円加算
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の6%
住居手当	借家などの居住者へ家賃額に応じて支給（支給限度額2万8千円）
通勤手当	①交通機関（バスなど）利用者 運賃相当額を支給（支給限度額5万5千円）②交通用具（自動車など）利用者 距離に応じて支給（支給限度額3万1600円）
管理職手当	管理職員（部長、課長など）に対して3万5千円～6万5千円を支給
応じて実績に	時間外勤務手当・休日勤務手当 正規の勤務時間外に勤務したときなどに支給
臨時に支給	特殊勤務手当 著しく危険、不快な業務など特殊な業務に従事した職員に支給
臨時に支給	期末・勤勉手当 民間のボーナスに相当するもので、年間4.3月分
臨時に支給	退職手当 ①自己都合退職→最高限度額47.709月分（勤続43年以上）②勤奨・定年退職→最高限度額47.709月分（勤続35年以上）

部門別職員数（各年4月1日現在）

（単位：人）

部門	内容	H30	R元	R2	R3	R4
一般行政部門	議会、総務・企画、税務、民生衛生、農林水産、商工、土木	206	204	201	205	199
特別行政部門	教育	31	32	32	33	32
特別行政部門	消防	56	57	56	55	56
公営企業等会計部門	下水道、国保、介護、後期高齢	34	31	31	31	32
合 計		327	324	320	324	319

【平成30年度を基準とした職員数の増減】



職員の平均給料月額・平均年齢（令和4年4月1日現在）

職種	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	320,400円	44.3歳
消防職	316,223円	40.0歳

職員（一般行政職）の初任給（令和4年4月1日現在）

区分	府中町	国（一般職）
大学卒	188,700円	182,200円
高校卒	160,100円	150,600円

特別職の給料等（令和4年4月1日現在）

	給料月額	期末手当の年間支給額
町 長	890,000円	4,592,400円
副町長	730,000円	3,766,800円
教育長	690,000円	3,560,400円

詳しくは、令和5年1月末（予定）から次の方法で確認できます。

町ホームページ（町政情報＞職員人事・採用＞制度・給与＞府中町人事行政の運営等の状況）からダウンロード
町の施設で閲覧（設置場所）役場2階、くすのきプラザ1階、マイ・フローラ南交流センター、ふちゅう情報プラザつばき館（イオンモール広島府中内）